資料 6

令和元年12月2日総務部職員課

江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について (概要)

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用
		職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正す
		る。
職務に専念する	第2条	会計年度任用職員が職務に専念する義務を免除され
義務の免除		ることができる場合について規定する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

現行	改正案
第1条 (略)	第1条 (略)
(職務に専念する義務の免除)	(職務に専念する義務の免除)
第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に	第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に
おいては、あらかじめ任命権者(市町村立学校職員給	おいては、あらかじめ任命権者(市町村立学校職員給
与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定	与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定
する職員に <u>あつて</u> は江東区教育委員会)又はその委任	する職員に <u>あって</u> は江東区教育委員会)又はその委任
を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を	を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を
免除されることができる。	免除されることができる。 <u>ただし、地方公務員法(昭</u>
	和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号
	に規定する会計年度任用職員にあっては、次の各号に
	規定するもののうち、任命権者が別に定めるもののい
	ずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者
	又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専
	念する義務を免除されることができる。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
	附則
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。